

改正

平成20年3月28日条例第20号

平成21年6月30日条例第80号

平成24年6月29日条例第13号

清須市障害者福祉金支給条例

(目的)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の趣旨に基づき、清須市に住所を有する知的機能、身体又は精神の障害者に対し、清須市障害者福祉金（以下「福祉金」という。）を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、障害者とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 児童福祉法に基づく児童相談所及び知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生相談所において療育手帳の交付を受けた者
- (2) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から6級までに該当する障害を有するもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) 自閉症状群と診断された者

(支給要件)

第3条 福祉金は、障害者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、清須市住民基本台帳に記録されているものとする。

2 前項に規定する者が、児童福祉法第4条に規定する満18歳未満の児童の場合には、当該受給資格者を監護し、かつ、その生計を維持している父母又はその養育者に対して支給する。

(認定)

第4条 福祉金の支給要件に該当する者が、福祉金の支給を受けようとするときは、清須市障害者

福祉金支給条例施行規則（平成20年清須市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるところにより、その受給資格について市長の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による認定の申請があったときは、14日以内にその可否を決定し、申請者に通知するものとする。

（福祉金の支給）

第5条 市長は、受給資格について認定した者（以下「受給資格者」という。）に対して福祉金を支給する。

2 福祉金の額は、1箇月につき、別表に定める金額とする。

3 受給資格者が第2条各号の規定のうち、2以上に該当する場合の福祉金の額は、当該各号に規定する障害の程度に係る福祉金の額のうち最も高いものとする。

（支払の期間及び支払期日）

第6条 福祉金の支給は、受給資格者の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、福祉金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 福祉金は、毎年7月、11月及び3月の3回を支給月とし、当該月の福祉金までを支払う。ただし、支給事由が消滅した場合には、当該月が支給月でない月であっても支払うものとする。

（受給資格の消滅）

第7条 受給資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、受給資格を失う。

（1）本市に住所を有しなくなったとき。

（2）障害者に該当しなくなったとき。

（支給停止）

第8条 市長は、受給資格者又はその配偶者若しくは受給資格者と同居する民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者（父、母及び子に限る。）の前年（1月から7月までの福祉金については前々年）の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の3第2項に規定する課税総所得金額が規則で定める額以上であるときは、規則で定める期間、福祉金の支給を停止し、その旨を受給資格者に通知するものとする。

（支給要件の判定）

第9条 市長は、前条に規定する者の課税総所得金額を把握するため、毎年8月1日現在で当該年度の市民税・県民税課税台帳を調査し、前条の要件を判定するものとする。

（支給の制限）

第10条 福祉金は、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給しないことができる。

- (1) 受給資格者が第12条第1項の規定による指示に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったとき。
- (2) 受給資格者が第12条第2項の規定による指示に従わず、又は同項の規定による指定機関の判定若しくは診断を拒んだとき。
- (3) 監護に当たる父母又は養育者が受給資格者の生計維持又は介護を著しく怠っているとき。

2 福祉金の支給を受けている者が次条第1項の規定による届出をせず、又は書類を提出しないときは、福祉金の支給を一時差し止めることができる。

(届出)

第11条 福祉金の支給を受けている者は、市長が定める事項を届け出て、かつ、市長が指示する書類を提出しなければならない。

2 福祉金の支給を受けている者が第7条各号のいずれかに該当したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(調査)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対し受給資格の有無の決定のために必要な事項に関する書類を提出すべきことを指示し、又は当該職員をして、これらの事項に関して受給資格者若しくはその他の関係人に質問させることができる。

2 市長は、受給資格者又はその他の関係者に対して、定時又は随時に福祉金の支給に必要な報告を求めることができる。

(不正利得の返還)

第13条 偽りその他不正の手段により、福祉金の支給を受けていた者がいるときは、その者に既に支給された福祉金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月7日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の西枇杷島町心身障害者福祉金支給条例（昭和52年西枇杷島町条例第8号）、清洲町障害者（児）手当支給条例（昭和47年清洲町条例第33号）又は新川町障害者福祉金支給条例（昭和49年新川町条例第11号）の規定によりなされた処分、手続そ

の他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(春日町の編入に伴う経過措置)

- 3 春日町の編入の日の前日までに、編入前の春日町心身障害者（児）手当支給条例（平成20年春日町条例第17号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月28日条例第20号）

この条例は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成21年6月30日条例第80号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日条例第13号抄）

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

別表（第5条関係）

| 区分 | | 金額 |
|-------------|-----|--------|
| 療育手帳 | A判定 | 8,100円 |
| | B判定 | 6,400円 |
| | C判定 | 3,000円 |
| 身体障害者手帳 | 1級 | 8,100円 |
| | 2級 | 6,100円 |
| | 3級 | 5,000円 |
| | 4級 | 2,100円 |
| | 5級 | 1,800円 |
| | 6級 | 1,600円 |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 1級 | 8,100円 |
| | 2級 | 6,400円 |
| | 3級 | 3,000円 |
| 自閉症状群 | | 6,000円 |